

平成 27 年 4 月 27 日

公益社団法人 全国消費生活相談員協会  
理事長 吉川麻里子殿

穂高株式会社  
代表取締役社長 松岡永高



## 回答書

平成 28 年 3 月 18 日付けの「ご連絡」にて、貴協会よりご指摘をいただきました「DRAFT」と「新規約」の変更箇所及び変更理由につきまして回答申し上げます。

### 記

#### ①【賠償制度】第 5 条についての変更

##### DRAFT

万・当社に過失があった場合、クリーニング業に関する標準営業約款が・スクリーニング事故賠償基準に基づき対応させていただきます。責任者判定を・うために、繊維製品における専門機関の鑑定等を利・した場合、責任の所在が使用者もしくは製造者（メーカー）などと判明した時は、その過失割合に応じた鑑定料を実費ご請求させていただきます。責任所在の断定をすることが難しい場合においては、当社では問題解決を目指す理由から、着・に耐えうる状態での商品の納品を最優先しております。

##### 新規約

通常コースにおける衣類の補償期間は、お渡し日より 30 日間です。万一弊社に過失があった場合、通常コースにおける賠償は当社規定クリーニング事故賠償基準に基づき対応させていただきます。大切なお召し物、購入時価格一点 15 万円を越す商品は、6 ヶ月補償付きのシャンゼリゼコースをご指定ください。シャンゼリゼコースの賠償はクリーニング業に関する標準営業約款が示すクリーニング事故賠償基準に基づき対応させていただきます。責任者判定を行うために、繊維製品における専門機関の鑑定等を利用した場合、責任の所在が使用者もしくは製造者（メーカー）などと判明した時は、その過失割合に応じた鑑定料を実費ご請求させていただきます。責任所在の断定をすることが難しい場合においては、当社では問題解決を目指す理由から、着用しに耐えうる状態での商品の納品を最優先しております。

#### 変更の理由

事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項には抵触せず、責任の一部を免除する内容に変更いたしました。

しかしながら、「故意又は重大な過失による債務不履行」「不法行為による債務不履行」についても一部を免除する誤解を与えかねない表記でございますので、店頭ならびにホームページで周知を行います。

「事故の原因が弊社の「故意又は重大な過失によるもの」若しくは「不法行為によるもの」と認められる場合は不法行為による賠償責任を負います。」

#### ②【賠償条件】第9条 a項についての変更

##### DRAFT

当該商品お渡し日より6ヶ月以内に番号本タグ付商品に事故が判明しお申し出頂いた場合、もしくは当社が事故扱いと認めた場合。

##### 新規約

当該商品お渡し日より30日以内に番号本タグ付商品に事故が判明しお申し出頂いた場合、もしくは当社が事故扱いと認めた場合。

#### 変更の理由

第5条に基づき、変更いたしました。

「もしくは当社が事故扱いと認めた場合」に「6ヶ月補償付きのシャンゼリゼコース」「故意又は重大な過失」「不法行為」の事故を含むと解釈しております。

